



かながわ湘南西

障福ナビだより



令和 4 年 3 月 31 日 第 118 号

社会福祉法人 常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室

〒259-1302 神奈川県秦野市菩提 1711-2 ☎ 0463-71-5872 Fax 0463-75-3377 E-mail: soudan@jousei.or.jp

第 2 回湘南西部圏域自立支援協議会 Web 開催

令和 4 年 2 月 16 日（水）に第 2 回協議会を Web で開催しました。各機関から今年度の振り返りと来年度の予定について、報告いただいています。

平塚市では、特別支援学校とありがとう運営協議会が中心となって、生徒と保護者を対象に、対面で福祉事業所合同説明会を開催してきました。現在は、秦野市、伊勢原市でも同様の取り組みが実施されています。今年度はコロナ禍のため事業所紹介を YouTube で限定配信しましたが、コンテンツを有効活用し、積極的に情報を発信するため、平塚市役所本館 1 階の福祉ショップありがとうの店頭で液晶モニターを設置し、就

労に向けての取り組みなど、生き生きとした障害当事者の方々の活動の様子を映し出しています。伊勢原市では、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の就労支援部会において、産業能率大学柴田ゼミとインターンシップ協定を結び、学生が事業所を訪問し、事業所紹介動画を作成しました。協議会ではその一部を上映いただいています。

地域生活支援拠点は、少しずつ整備が進んでいます。秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」では、令和 4 年度から、緊急時受け入れを希望する障害者（登録制）に対して、休日夜間を問わず電話による相談対応をおこないます。電話を受けた「ぱれっと・はだの」のコーディネーターは、事前に登録した短期入所先と緊急受け入れに向けた各種調整を開始します。圏域全体では、事前に登録した医療的ケアのある方を対象に緊急時の受け入れを行う機関として、あんしんネット【ソーレ平塚】があります（令和 3 年度はほぼ毎日夜間看護師配置実績あり）。神奈川県は、市町での地域生活支援拠点の整備が進む中であんしんネット事業の見直しを進めており、令和 4 年度から委託費が減額となります。そのため、今後の圏域内での医療的ケアのある方の緊急時の受け入れ体制について、早急に見直しをつける必要があることを本会議で共有しています。その他、二宮町からは高齢介護課の「ことわらない相談窓口」において毎月 100 件近い相談が寄せられていること、秦野市社会福祉協議会からは農福連携の実績を報告いただきました。

令和 4 年度に向けては、大磯町をはじめとする行政から、障害者計画の策定に向けたアンケート調査実施、伊勢原市からは児童に続いて、身体、知的分野の委託相談支援事業の開始についてアナウンスがありました。



令和3年度 施設入所中児童の地域移行にかかる連絡会議



令和4年2月21日に平塚児童相談所が主催でWeb開催されました。参加者は、圏域内市町行政5か所、特別支援学校3校、委託相談支援事業所3か所、ナビ、県障害サービス課です。

施設入所中の児童が特別支援学校高等部を卒業する際に、障害児入所施設を退所して新しい生活の場に移る必要があります。これは、平成24年の児童福祉法改正によって、18歳以上の障害者については、障害者施策で対応することが明確

化されたことに起因しています。ただ、現に入所している方が退所させられることが無いよう、みなし規定を設け、平成29年、令和2年にそれを延長してきました。結果として移行支援は十分に進まず、多くの方が障害児入所施設に留まっていることが全国的な課題になっています。

神奈川県では、対象児童の高校2年生1学期を目安に児童相談所から援護の実施市町村に福祉事務所通知が発出され、移行支援がスタートします。本会議は、平成28年から年に1回程度開催されており、今回は以下の意見が挙がりました。

- 福祉事務所通知が届いてから認定調査を始めるが、その時点で「初めまして」の挨拶をして、情報が十分揃わないまま時間が経過していくことがある。(市町行政)
- 移行先が見つからないまま施設を退所し、やむなく精神科病院で受け入れてもらい、現在も施設を探している方がいるが、加齢児にはカウントされていない。(市町行政)
- コロナ禍で滞っている。本人の意向確認が大切だ。(委託相談支援事業所)
- 強度行動障害のある方の移行支援は難しい。県立施設の役割発揮に期待したい。(委託相談支援事業所)
- 支援の受け皿がないという現実がある。グループホームは沢山出来ているが、支援の質が伴っていないところも見られる。(委託相談支援事業所) …など

県障害サービス課からは、以下の説明がありました。

- 国は令和3年1月～7月に「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を開催し、8月の報告書では、都道府県による新たな移行調整の枠組みとして、都道府県を責任主体として協議の場を設けること、成人サービスへの移行が困難なケースについては、児童相談所、相談支援事業所、障害児入所施設等の協力の下で移行調整を進める（移行先がある程度決まってきた段階で、移行後の支給決定主体（市町村）へ引き継ぐ）ことなどが示された。
- 神奈川県においては、県主催でこの協議の場のキックオフ会議を年度内に開催し、来年度からは定期的開催し議論する。障害児施設だけで議論するのではなく、成人サービスでどう受け止めるのかといった広い議論が必要。また、グループホームは設置促進により整備が進んだが、地域移行者は増えていないことから、どうすれば重度の方が利用できるのか研究していきたい。

来年度から新たな協議の場での議論が始まることで、対象となる方を中心とした支援が更に深まることが期待されます。当圏域内での新たな動きなどがあれば、本紙でも引き続き報告します。

【あとがき】医療的ケアを必要とする方の災害への備えは電源確保が大きな壁です。バッテリー等は高額で一般家庭が準備するのは容易ではありません。大磯町では、町として災害対策を進める際に、福祉避難所において医療的ケア等を必要とする方を意識したソーラーバッテリーを購入しました。